

総社市告示第83号

総社市住宅新築助成金交付要綱（平成30年総社市告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(変更等の手続)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の審査において、変更申請の内容が第3条に規定する要件に該当しない場合であっても、当該変更申請の内容が認定者の責に帰することができない事由であり、かつ、市長がやむを得ないと認めるときは、第3条の規定にかかわらず、当該変更申請の内容を承認できるものとする。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(変更等の手続)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則
この告示は、公布の日から施行する。